

第14回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議  
協議事項

日時：令和4年2月1日（火）

午前10時から

場所：第2特別会議室

1 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部からの報告について

（資料第1号～第3号）

2 その他

## 「まん延防止等重点措置」で重視した点

県民の皆様の命と健康、暮らしと産業を守るため、陽性者及び濃厚接触者が極めて多数に及ぶ一方、重症化するケースが比較的少ないオミクロン株の特徴を踏まえた対策を実施します。

**視点1：「対策を重点化」**

- ① 一律の外出自粛でなく感染リスクが高い場所や行動の回避を要請
- ② 保健所、健康観察センターの体制強化と業務重点化  
(入院・治療が必要な方を見逃さない。)

など

**視点2：「県民の総力で対応」**

- ① 職場や学校、家庭も含めた幅広い県民に感染対策への協力を要請  
(健康観察アプリ活用や保健所の調査への協力、在宅勤務やオンライン授業の推進など)
- ② 多くの医療機関の協力のもと、新規陽性者への初期評価を行うとともに自宅療養者に対する電話診療等を実施
- ③ 社会機能を支える事業者等が濃厚接触者の待機期間等を判断

など

**視点3：「基礎的社会機能の維持を重視」**

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等に必要な業務継続を要請
- ② 子どもの居場所はできるだけ維持できるよう依頼
- ③ 高齢者施設等への検査費を補助

など

**視点4：「ワクチンの追加接種を加速化」**

- ① 2月を「ワクチン接種推進月間」に位置付け。2回目接種日から6か月経過した希望者への追加接種を推進
- ② 県の大規模接種会場を設置
- ③ ワクチン接種支援チームにより市町村を支援

など

**視点5：「経済活動をできるだけ維持」**

- ① 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨
- ② 県民家族宿泊割等の継続
- ③ 国の基本的対処方針を踏まえつつ、飲食店の事業継続に最大限配慮

など

# 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う長野県の取組方針 ～対策を重点化し、県民の総力を結集して取り組む～

令和4年1月26日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## I 趣旨

新型コロナウイルス・オミクロン株が日本全国で猛威を振るっています。

本県でも、新規陽性者が過去に経験のない規模で増加し、確保病床使用率は33.3%となっているほか、宿泊療養施設の使用率は60.0%となっています。今後、重症化リスクが高い高齢者等の陽性者が増加すれば、確保病床使用率は急速に上昇するおそれがあります。

さらに、医療機関や福祉施設、事業所、学校等におけるさらなる感染拡大により、療養や濃厚接触による自宅待機を必要とする従事者が増加し続ければ、社会機能の維持に深刻な影響を及ぼす事態も想定されます。

入院者数の増加による医療のひっ迫を避け、療養者、濃厚接触者の増加による社会機能の停滞を防ぐため、1月27日から2月20日までの間、全ての圏域について感染警戒レベルを6とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」を講じます。

なお、県としては、1週間あたりの新規陽性者数5,000～6,000人程度にも対処できる体制を構築するとともに、陽性者のさらなる増加に備えた対応も検討していきます。

今がまさに、感染急拡大に歯止めをかけ、県民の命を守るとともに、社会機能を維持し県民の暮らしと産業を守るための極めて重要な局面です。皆様のご協力を切にお願いします。

## II 対策の基本理念

デルタ株など従来の変異株と異なるオミクロン株の特徴<sup>※</sup>を踏まえ、次の2点を基本理念とし、対策を講じます。

- 県民の総力で対応
- 医療機能の確保と社会を支える基礎的活動の維持の両面を重視

<sup>※</sup> 感染拡大の速度が非常に速く二次感染リスクも高いが、重症化しにくい可能性が示唆されている。一方で追加接種によるオミクロン株感染の感染予防効果や入院予防効果が改善することも報告されている。（詳細は末尾（P9）参照）

なお、全県には「医療警報」発出中であり、「確保病床使用率を50%未満に抑える」、「必要な方が迅速・適切に入院・治療を受けられる医療定性を維持する」という目標は継続します。

## III 対策の実施方針

国の基本的対処方針に定められた措置を基本としつつ、陽性者及び濃厚接触者が極めて多数に及ぶ一方、重症化するケースが比較的少ないオミクロン株の特徴を踏まえた対

策を実施します。なお、第6波におけるこれまでの感染拡大の主な場面にも十分留意することとします。

## IV 主な対策

(法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第5条第3項等に基づき実施するものです。)

### 1 県民・事業者への要請等

#### ① 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛を要請(特措法第24条第9項)

- ・ 人との距離(マスク有でも最低1m)が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けるよう呼びかけ
- ・ 高齢者、基礎疾患(呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満(BMI:30以上)、高血圧、喫煙など)があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意するよう呼びかけ
- ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えるよう呼びかけ

#### ② 改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策を徹底するよう要請

- ・ 人との距離の確保(マスク有でも最低1m)、マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、「密集、密接、密閉」の回避(ゼロ密)、屋内・車内の十分な換気を徹底するよう呼びかけ
- ・ 人と会う機会をできるだけ減らすよう呼びかけ
- ・ ご自宅等も含め、普段会わない方との会食は控えるよう呼びかけ
- ・ 店舗や施設等が行っている感染防止対策に協力するよう呼びかけ
- ・ 少しでも体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談するよう呼びかけ

#### ③ 職場、学校等における対策徹底と家庭における対応等についての協力を要請

##### 【職場】

- ・ 職場における在宅勤務や時差出勤、リモート会議等の推奨と気の緩みやすい休憩時間等の注意呼びかけ
- ・ 特に、別添(「事業の継続が求められる事業者」)の生活・経済の安定確保に不可欠な事業者及びこれらの業務を支援する事業者に対しては、十分な感染防止策を講じるよう協力要請を行うとともに、陽性者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう働きかけ。なお、これらの事業の従事者については、検査により濃厚接触者の待機期間を短縮することを可能に

##### 【学校・保育所等】

- ・ 県立学校における対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習の併用を推進  
なお、特別支援学校も同様の対応を基本とするが、児童生徒一人ひとりの状況

に配慮し、学校での受入れも実施

- ・ 市町村教育委員会及び私立学校の設置者に対して、地域の感染状況や学校規模に応じて、オンライン授業や分散登校を含めた対応の検討を依頼
- ・ 児童生徒や保護者が登校に不安を持ち、登校を見合わせた場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」として扱わない。
- ・ 保育所等については、①家庭で保育ができる保護者に対してできる限り登園を控えていただくよう呼びかけること、②感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけること、の検討を市町村等に依頼

**【家庭】**

- ・ ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良者や濃厚接触者がいる場合は、できるだけ外出を控えるとともに、家庭内でも距離の確保、マスク着用等に留意するよう呼びかけ

**④ 大規模な集客施設に対し、まん延防止のために必要な措置を講じるよう要請**  
(法第31条の6第1項)

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。  ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場をする者の整理及び誘導 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 換気の実施 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の措置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	大規模小売店舗、百貨店、ショッピングセンター 等	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション施設、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	

**⑤ 飲食店等に係る要請**

**【事業者への要請】**

- ・ 飲食店等（酒類の提供の有無にかかわらず、次表に該当する施設。ただし、宅配・テイクアウトサービスを除く。）に対し、営業時間の短縮の要請を行うとと

もに、酒類の提供を行わないよう要請（「信州の安心なお店」については、酒類の提供を行うことも選択可）（法第31条の6第1項）

<対象施設>

施設の種類 (施行令第11条)	内容
集会場等（第5号）	食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている施設
遊興施設（第11号）	
飲食店（第14号）	

<要請内容>

区分	営業時間の短縮		酒類の提供	協力金
「信州の安心なお店」の 認証を受けている店舗	いずれか 選択	5時から 21時まで	21時まで可	2.5～7.5万円/日
		5時から 20時まで	不可 (持込含む)	3～10万円/日
「信州の安心なお店」の 認証を受けていない店舗	5時から20時まで		不可 (持込含む)	3～10万円/日

※ 要請期間は2月20日までとじていますが、感染状況が改善した地域については、期間を前倒して要請を終了する場合があります。

- ・ 上記対象施設においては、同一グループ同一テーブル4人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とするよう要請（法第24条第9項）

**【県民への要請】**

- ・ 会食は、同一グループ同一テーブル4人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とし、2時間以内とするよう呼びかけ。「信州の安心なお店」の利用を推奨
- ・ 20時以降（「信州の安心なお店」は原則として21時以降）は、飲食店の利用を控えるよう呼びかけ（法第31条の6第2項）

⑥ 不要不急の県外との往来は、控えるよう要請（法第24条第9項）

- ・ 不要不急の県外との往来は控えるよう呼びかけ
- ・ 訪問する場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重に行動するよう呼びかけ
- ・ 出張等での来訪者、旅行者の方は「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るよう呼びかけ

**2 オミクロン株の特徴に対応した医療・検査体制の充実**

① 県内の医療機関のご協力による初期評価の実施

- ・ 診療・検査医療機関において重症化リスクの初期評価を行い、保健所による迅速

な療養先の振分けを実施

② 県内の医療機関のご協力による自宅療養を支える電話診療等の実施

- ・ 県からの依頼に応じた医療機関が保健所と連携して、症状が増悪した患者に対する電話診療を実施
- ・ 協力医療機関に対する支援金を創設

③ 療養者数増加に対応するための健康観察センターの体制強化と機器類の整備

- ・ 健康観察センターの人員体制等を強化し、自宅療養者への支援を実施
- ・ 自宅療養者の増加に合わせ、パルスオキシメーターの確保など必要な機器類を整備

④ 宿泊療養施設の増設

- ・ 7か所目の宿泊療養施設を1月中に東信地域に開設し、宿泊療養を6施設806室から7施設932室に拡充して運用

⑤ 治療に必要な医薬品等の確保

- ・ 44か所(1/20現在)の医療機関等を経口抗ウイルス薬の在庫配置医療機関に指定し、速やかな治療を実施

⑥ 検査実施事業者(薬局等)の拡大

- ・ 無料検査を実施する事業者(163か所(1/21現在))を拡大し、不安を抱える県民がより身近な場所で検査を受検できる環境を整備

⑦ 相談窓口における丁寧な相談・支援の実施

- ・ 自宅療養者については、健康観察センターで相談・支援を行うとともに、必要に応じて市町村においても支援を実施
- ・ 感染不安や予防・治療など一般的な相談については受診・相談センターで丁寧な相談を実施

⑧ 感染拡大防止のための積極的疫学調査を重点化

- ・ 行動歴調査を効率化し、感染拡大防止に資する調査に注力
- ・ 重症化リスクの高い方や高齢者施設等に対する濃厚接触者調査やPCR等検査を優先的に実施するとともに、濃厚接触者へ体調管理に留意した自宅待機を依頼

⑨ 抗原簡易キットの確保

- ・ 職場・学校・保育所や家庭等での陽性者の早期発見に抗原簡易キットが必要になるため、抗原簡易キットの増産に係る事業者支援を行うよう国に働きかけるとともに、卸売業者に行政検査を行う医療機関等への優先供給を依頼

3 ワクチン追加接種の推進

- ① 2月を「ワクチン接種推進月間」に位置付け、市町村と協力して高齢者を中心に2回目接種から6か月経過した希望者に対する接種を加速化

- ② 高齢者施設入所者等への接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行うなど、特に速やかに実施
- ③ 2月以降、県設置の接種会場を県下10広域に設置するとともに、一部会場は接種規模を拡大し、高齢者やエッセンシャルワーカーを主な対象として接種を実施
- ④ 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等の協力により、希望する市町村へ「長野県ワクチン接種支援チーム」を派遣するなど、接種加速化に向けた必要な支援を実施

#### 4 社会機能を維持するための対応

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等に対して、感染者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう依頼
  - ・ 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制の整備を要請
- ② 保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止策の徹底を図りつつ、できるだけ開所するよう依頼
- ③ ①及び②の対象事業に従事する濃厚接触者については、検査により待機期間を短縮することを可能に
  - ・ 学校においても、教職員が濃厚接触者となった場合、簡易検査キットを活用し、待機期間の短縮を促進
- ④ 業務継続に必要な医療従事者・高齢者施設等従業者の宿泊費の補助及び高齢者施設等の従事者を対象とする検査の実施
  - ・ 自宅に帰宅できない医療従事者や高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援
  - ・ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従業者を対象にPCR検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助
- ⑤ 福祉施設間での職員等の応援体制の強化
  - ・ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助

#### 5 経済活動を維持するための対応と事業者・生活者支援

- ① 「信州の安心なお店」の利用を積極的に推奨
  - ・ 飲食店、宿泊施設、結婚式場、カラオケボックス等<sup>※</sup>は、感染対策がしっかり講じられている「信州の安心なお店」の利用を推奨

<sup>※</sup> このほか、クリーニング店、理美容店、公衆浴場、文化芸術施設、スポーツ施設、遊戯場、パチンコホール、療術施設が「信州の安心なお店」の対象となっています。
- ② 信州割及びアクティビティ割は、対象を県民限定（信州割は同居家族に限る。）と

## して継続

- ・ 「信州割 SPECIAL」は、ワクチン接種者にあっても検査を推奨し、割引対象者を県内在住の同居家族として継続（ワクチン接種済者は検査の実施を推奨。ワクチン未接種者は検査の実施）
- ・ 「この冬どこいく？ ウェルカム信州アクティビティ割」は、できるだけ少人数での利用の協力をお願いし、県民に限定して継続

### ③ 時短要請等に応じた飲食店への協力金の支給

- ・ 営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店等に対し、売上げ規模に応じて協力金を支給

#### 【「信州の安心なお店」認証店】

以下のいずれかを要請開始日に選択（要請期間中の変更不可）

- ◇ 営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日（①）
- ◇ 営業時間を 21 時までに短縮、酒類提供可： 2.5～7.5 万円／日（②）

#### 【「信州の安心なお店」の認証を取得していない店】

- ◇ 営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日

なお、要請期間中に新たに認証された事業者は、

（認証日まで）…営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可：3～10 万円／日

（認証取得後）…上記①、②のいずれかを選択

※中小企業の場合の金額

### ④ 酒販店等における地酒クーポン券の発行

- ・ 酒類提供の停止等にともない影響を受ける県内酒造メーカーを支援するため、小売酒販店等における地酒クーポン券を発行

### ⑤ 市町村を通じた広範できめ細かな事業者支援のための交付金の支給

- ・ 市町村が、地域の実情に応じて、第 6 波で影響を受けている事業者をきめ細かく支援するための交付金を交付

### ⑥ 資金繰りなどの経営相談等の実施

- ・ 事業者が必要な支援を受けられるよう、地域振興局に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」において、資金繰りなどの経営相談や国の事業復活支援金等の支援策の紹介等を実施

### ⑦ 緊急的な食料支援の実施等

- ・ フードバンク実施団体と連携し、2月に「緊急フードドライブ統一キャンペーン」を実施し、県民や企業に広く食料の寄贈を呼びかけ、食料配布事業を実施する民間の団体や信州こども等カフェに提供
- ・ 生活に困窮される方に対して、生活就労支援センター「まいさぼ」を通じた食料支援が遅滞なく行われるよう、必要な食料品を緊急に確保  
あわせて、生活費・食料、住まいや仕事など生活全般の相談に、きめ細かく対応

- ⑧ 事業復活支援金や雇用調整助成金、子育て世帯への給付など、様々な施策を積極的に広報

## 6 その他

- ① 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請
- ② イベントの規模要件を厳格化し、イベント主催者等に対し、次の基準に基づいて開催するよう要請（法第24条第9項）

区分	「感染防止安全計画」※1を策定し、 県による確認を受けたイベント	感染防止安全計画を 策定しないイベント
上限人数※2	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで可)	5,000人
収容率※2	100%	大声※3なし：100% 大声あり：50%

- ※1 参加人数が5,000人超のイベント（「大声なし」の担保を前提）において策定が必要  
 2 「上限人数」と『収容定員』に収容率を乗じて得た数のいずれか小さい方の人数で実施  
 3 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理

- ・ 1月28日（金）までを上記基準の周知期間とし、同日までに販売を開始し、販売されたチケットに限っては、上記基準は適用せず、キャンセル不要となることを周知
  - ・ 1月29日（土）以降は上記基準を超えるイベントのチケットの新規販売は行わないよう要請
  - ・ 三密の状態の発生等リスクの高い環境が生じないよう対策の徹底を要請
  - ・ 感染防止安全計画を策定しない5,000人以下のイベントを含め、感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討
  - ・ ただし、屋外のイベント等が過度な自粛とならないよう周知
- ③ 学校や職場での健康観察アプリの活用推奨
- ・ 健康観察アプリや健康チェックカードの活用により、毎日の体温や体調などの変化を見える化し、職場や学校における確認に活用することを推奨
- ④ 県における率先実行
- ・ 県機関においては、在宅勤務や勤務時間の割振り変更等により、執務室内での従事職員数を7割削減（基幹的継続業務を除く）するほか、各種会議のオンライン化等により感染リスクを軽減させる取組を推進
- ⑤ 1週間の新規陽性者数が現在の想定を超えた場合の医療・保健所等の対応の検討
- ⑥ とともに危機を乗り越えるための県民共同宣言の発出。関係団体との連携強化
- ・ 宣言発出者と連携し、デルタ株による第5波の際に構築したネットワークを活

用して、オミクロン株の特徴を踏まえた対策の実践を広く呼びかけ、一人ひとりの感染対策の強化を促進

- ⑦ 県民に正確な情報や県としての方針を的確に伝えるための情報発信・広報の強化
- ・ まん延防止等重点措置に伴う県民等への要請に加え、軽い風邪のような症状でも感染している可能性があることなど、10代から20代の若者や10歳未満の子どもへの保護者向けも含めた正確な情報・的確なメッセージを県内メディアやTwitter、LINEなどで発信
  - ・ 市町村と連携し、広報誌や広報車、防災無線などあらゆる媒体を活用し、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとるよう呼びかけ

(参考) オミクロン株の特徴に関する知見

【感染性・伝播性】デルタ株に比べ、世代時間<sup>※1</sup>が約2日（デルタ株は約5日）に短縮、倍加時間<sup>※2</sup>と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【重症度】オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示唆されている。

【ワクチン効果】初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、重症化予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によるオミクロン株感染の感染予防効果や入院予防効果が改善することも報告されている。

(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より抜粋)

- ※1 ある患者が感染してから二次感染を起こすまでの時間  
2 累積感染者数が倍増するまでに要する時間

## (別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 県民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす県民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

#### 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、県民生活・県民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定を引用。ただし、同方針中「国民」を「県民」に置き換えている。）

# 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 県民お一人おひとりの皆様へのお願い

新型コロナウイルスの新規陽性者が1週間当たりで3,000人を超え、全県で感染のリスクがこれまでになく高まっています。

医療提供体制と社会機能の維持に極めて重要な局面ですので、県民の総力で対応する必要があると考えております。

県民の皆様には、以下の点について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください**
  - ・ガイドライン非遵守など感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用を控える
- **家庭での感染防止対策を徹底してください**
  - ・ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良の方や濃厚接触者がいる場合は、家庭内でもマスクの着用など必要な対策を講じる
- **店舗や施設等が行っている感染防止対策にご協力ください**
- **基本的な感染防止対策を徹底してください**
  - ・人との距離の確保 ・マスクの正しい着用 ・手洗い・手指消毒
  - ・ゼロ密を意識 ・十分な換気 ・人と会う機会をできるだけ減らす
  - ・普段会わない方との会食を控える
- **接種券が届いたら、できるだけ速やかにワクチンの追加接種を検討してください**

差別や誹謗中傷ではなく、「思いやり」と「支え合い」の心で、「ご自身と大切なご家族の命」を守り、「多くの方の命と暮らし」を救うための行動にご協力をお願いいたします。

# 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 事業者等の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの新規陽性者が1週間当たりで3,000人を超え、全県で感染のリスクがこれまでになく高まっています。

医療提供体制と社会機能の維持に極めて重要な局面ですので、県民の総力で対応する必要があると考えております。

事業者の皆様には、以下の点について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ **県からの要請に応じ、必要な対策を講じてください**

○ **職場、学校においては、感染リスクを下げるための取組にご協力ください**

- ・健康観察アプリの活用
- ・保健所の調査への協力
- ・在宅勤務、オンライン授業や自宅での課題学習の併用の推進
- ・気の緩みやすい休憩時間等の注意呼びかけ

○ **生活・経済の安定確保に不可欠な事業者の皆様は、必要な業務を継続してください**

- ・事業継続計画（BCP）を点検・策定し、実行できる体制の整備
- ・検査の実施による待機期間の短縮

○ **子どもの居場所をできるだけ維持してください**

- ・保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止対策の徹底を図りつつ、できるだけ開所

**全県民で力をあわせ、感染拡大第6波の危機を乗り越えるため  
“新型コロナ「オミクロン株」と闘う県民共同宣言”にご賛同ください**

「オミクロン株」を主体とする新型コロナウイルスの第6波により陽性者が激増し、全県で感染リスクが高まっています。感染拡大に歯止めをかけるため、長野県においてもまん延防止等重点措置を適用することとなりました。

このオミクロン株はデルタ株に比べ重症化の割合が低く、軽症や無症状の割合が高いという傾向が見られるものの、新規陽性者は1週間あたり3千人を超えており、更なる陽性者の増加は、社会機能の維持に支障を与える恐れがあります。

県では市町村や各種関係団体等と連携し、確保病床使用率を50パーセント未満に抑制し、必要な方が迅速・適切に入院・治療を受けられる医療体制の維持に取り組んでおりますが、感染の波を抑え社会機能を維持していくためには、個々人や組織での基本的な対策の徹底が不可欠です。

そこで、私たちは、ここに“新型コロナ「オミクロン株」と闘う県民共同宣言”を発出し、感染対策の原点に立ち返って以下の取組を徹底するとともに、宣言への賛同を広く呼び掛けて参ります。

- 1 オミクロン株の特性を理解し、適切な感染対策を行います
- 2 社会機能の維持に努めます
- 3 思いやりと支えあいの心を持ち、経済活動を行います
- 4 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

企業、団体、個人の皆さまにおかれても、ぜひこの趣旨をご理解いただき、共に宣言者となって、自分自身を守り、大切な人を守り、社会を守り、この危機を乗り越えましょう。

令和4年1月27日

**発出者**

長野県市長会、長野県町村会、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、  
長野県看護協会、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、  
長野県商工会連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県PTA連合会、  
長野県高等学校PTA連合会、長野県私立高等学校PTA連合会、長野県養護学校PTA連合会、  
長野県教育委員会、長野県議会、長野県

# 新型コロナ「オミクロン株」と闘う県民共同宣言

私たちは、オミクロン株の特性を理解し、原点に立ち返って基本的な感染対策に取り組み、社会機能を維持しながら新型コロナウイルス感染拡大の第6波を乗り越えるため、以下のことを宣言します。

## 1 オミクロン株の特性を理解し、適切な感染対策を行います

オミクロン株は高い伝播力を持ち、感染者数の爆発的な増加を引き起こすこと、家庭や職場・学校での感染ケースが非常に多いことなどを理解し、適切な対策を主体的に行い感染拡大を食い止めます。

## 2 社会機能の維持に努めます

陽性者数とともに濃厚接触者等が増加することにより、日常生活にも影響が出始めていることから、業務の継続や休みやすい環境づくりなどを通じて社会機能の維持に努めます。また、それらの取組に協力します。

## 3 思いやりと支えあいの心を持ち、経済活動を行います

事業者はガイドラインに沿って感染対策を徹底し、利用者はルールやマナーを守り、思いやりと支えあいの心を持って経済活動を行います。

## 4 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

## 5 私たちの取組

記載例 ○30分に1度の換気を徹底します。

○食堂や喫煙所などマスクを外す場所での感染防止対策を徹底します。

○時差勤務やテレワークを導入し、事務所に在席する人員を減らします。

○事業継続計画を策定するとともに、従業員が休みやすい環境をつくります。

宣言者名 \_\_\_\_\_



しあわせ信州 長野県(総務部・危機管理部・健康福祉部・産業労働部)プレスリリース 令和4年(2022年)1月26日

**まん延防止等重点措置の適用に伴う緊急対策等に必要な予算を専決処分しました。**

自宅療養者に対して電話診療等を行う医療機関への協力金の支給、高齢者施設等の従業員等への定期的な検査、生活困窮者への食料支援、営業時間の短縮要請に応じた事業者への協力金の支給、市町村が地域の実情に応じて事業者支援を行うための交付金の交付等に必要な予算を専決処分しました。

1 専決予算額 一般会計 142億8,796万7千円 <補正後の額1兆2,369億7,933万8千円>  
 [ 財源内訳 : 国庫支出金 133億7,226万4千円、諸収入 3億9,878万5千円、  
 地方交付税 5億1,691万8千円 ]

**2 事業内容****(1) 自宅療養者電話診療等体制確保事業 6,160万円**

自宅療養者が安心して療養できる体制を構築するため、自宅療養者に対して電話診療等を行う医療機関に協力金を支給

**(2) 高齢者施設等集中的検査実施事業 14億3,262万1千円**

重症化リスクの高い方を守るため、高齢者施設等の従業員等を対象にPCR検査を実施

**(3) 生活困窮者支援食料緊急確保事業 1,441万4千円**

生活に困窮される方に対して「まいさぼ」を通じた食料支援が遅滞なく実施されるよう、緊急的に食料品を確保する県社会福祉協議会に対し、購入費等を助成

**(4) 新型コロナウイルス拡大防止協力金 95億2,370万5千円**

県からの営業時間の短縮要請に応じた飲食店等に協力金を支給

①営業時間を21時まで短縮し、酒類提供を行う場合 2.5万円～7.5万円/日  
 (「信州の安心なお店」認証店に限る。)

②営業時間を20時まで短縮し、酒類提供を行わない場合 3万円～10万円/日

**(5) まん延防止等重点措置適用緊急対策事業 9,327万3千円**

営業時間短縮要請の実効性を確保するため、飲食店等の夜間見回り調査等を実施

**(6) 第6波対応事業者支援交付金 30億8,645万円**

市町村が、地域の実情に応じて事業者をきめ細かく支援するための交付金を交付

①第6波により影響を受ける事業者に対し、給付金の支給等を行う市町村を支援

②まん延防止等重点措置の適用後の需要喚起策等を行う市町村を支援

**(7) 信州の地酒販売促進キャンペーン事業(第2弾) 7,590万4千円**

地酒の消費の落ち込みの影響を受ける小売酒販店等を支援するため、信州地酒を購入できるプレミアム付きクーポン券(4千円)を追加発行

**【専決予算全般について】**

総務部財政課企画係

(課長) 矢後 雅司 (担当) 酒井 裕司

電話 026-235-7039 (直通)

F A X 026-235-7475

E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

**【(5) について】**

危機管理部消防課総務・通信係

(課長) 柳沢 剛 (担当) 血脇 秀明

電話 026-235-7407 (直通)

F A X 026-233-4332

E-mail shobo@pref.nagano.lg.jp

**【(1)(2)(3) について】**

健康福祉部健康福祉政策課経理係

(課長) 柳沢 由里 (担当) 田中 義人

電話 026-235-7092 (直通)

F A X 026-235-7485

E-mail kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp

**【(4)(6)(7) について】**

産業労働部産業政策課経理係

(課長) 合津 俊雄 (担当) 小澤 勝

電話 026-235-7192 (直通)

F A X 026-235-7496

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp

## 第6波対応事業者支援交付金事業

産業政策課

## 1 趣旨・目的

第6波の到来により、県内の事業者の経済活動に大きな影響が出ていることを踏まえ、これまでの「特別警報Ⅱ発出事町村等事業者支援交付金」に代えて、新たに「第6波対応事業者支援交付金」を交付し、市町村と連携し、よりきめ細かく強力な事業者支援を実施する。

## 2 事業概要

市町村が地域の実情に応じた事業者支援を行うための交付金を交付する。

	事業者直接支援分	まん延防止等重点措置適用分
交付対象事業	市町村が実施する、事業者を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（プレミアム商品券等の消費喚起を除く）	市町村が実施する事業者への経営支援（給付金等）や需要喚起・誘客（プレミアム商品券等）など、地域産業の支援に資する事業
対象市町村	全市町村	まん延防止等重点措置区域に指定し、時短等の要請を行った市町村
算定に用いる業種	飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、旅行業・結婚式場業、農林漁業、食料品製造業、飲料等製造業、飲食料品卸売業	
交付基準額	算定対象事業所数×10万円	$(\text{飲食店等事業所数} + \text{宿泊業事業所数} \times 1/2 + \text{直接影響事業所} 1/2 \times + \text{間接影響事業所} \times 1/4 - \text{飲食店等事業者数} \times 1/2) \times 10\text{万円}$ ※「特別警報Ⅱ発出事町村等事業者支援交付金」の算定方法（単価10万円）による
交付回数	1回	

※各事業所数はH28経済センサスによる

## 5 予算要求額 3,086,450千円（地方創生臨時交付金）【繰越明許】

①事業者直接支援分 2,067,200 + ②まん延防止等重点措置適用分 1,019,250

## 新型コロナウイルス拡大防止協力金事業（まん延防止）

産業政策課

## 1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県からの要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業所に対して、協力金を支給する。

## 2 支給対象者

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 県内に飲食店（酒類の提供の有無に関わらず、食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けているすべての施設。ただし、宅配・テイクアウトサービスを除く。）を有していること。
- (2) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言の店」の表示を行っていること。
- (3) 要請前、20時～翌朝5時の間に通常営業を行っていること。
- (4) 下表に定める業種に該当し、県の定める期間において、要請に協力していること。

区分	営業時間の短縮		酒類の提供
信州の安心なお店 非認証店	5時から20時まで		不可
信州の安心なお店 認証店	いずれか 選択	5時から20時まで	不可
		5時から21時まで	可（21時まで）

## 3 支給額

- 1 事業所（店舗） ①21時までの時間短縮・酒提供可 2.5～7.5万円/日×要請日数  
②20時までの時間短縮・酒類禁止 3～10万円/日×要請日数

## 4 対象店舗

約10,000店舗

## 5 予算要求額 9,523,705千円（地方創生臨時交付金） 【全額明許繰越】

## 信州の地酒販売促進キャンペーン事業 [第2弾]

日本酒・ワイン振興室

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大によるまん延防止措置により、酒類提供の停止等にもなつて新酒など製造した地酒の消費が落ち込むことにより、影響を及ぼしている県内酒造メーカーを支援するため、消費者が買い求めやすい小売酒販店等における地酒クーポン券の発行により、地酒消費の促進を図る。

併せて、原料生産を行っている農家の作付けや経営への影響の低減を図る。

## 2 事業内容

## (1) 信州地酒専用のプレミアム付きクーポン券の発行

1冊の額面4,000円のクーポン券を小売酒販店で発行・販売(販売額3,000円)

発行した小売酒販で消費者のみ使用可能(1店舗当たり200冊想定)

販売額の差額(1冊1,000円)を県が小売酒販店に給付

対象酒類: 県産の日本酒、ワイン、シードル、焼酎、クラフトビール等

対象店舗: 小売酒販店、酒蔵・ワイナリー等の地酒直営店[400店(6月補正実績による)]

(長野県版「新型コロナ対策推進宣言店」の登録店に限る)

販売・利用期間: 2月中旬～7月\* [委託期間2月～9月] ※プレミアム食事券と同時期

(現在業務を委託している「近畿日本ツーリスト」との変更契約により実施)

## (2) キャンペーン事業の運営

コールセンター業務(事業窓口対応、給付金給付業務等)

クーポン券取扱店舗に関する情報発信(メディアを活用した広報等)

## 3 予算要求額

75,904千円(地方創生臨時交付金)【繰越明許】

# 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

## 申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

## 給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援措置により付した給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じていた分の」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

## 給付額

中小法人等 **上限最大250万円** **個人事業者等** **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間<sup>※1</sup>の売上高一対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

## 給付上限額

売上高減少率	個人		法人	
	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 150万円	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

- 一時支援金または月次支援金を受給された方
  - 事業確認が不要! 提出書類が少ない! 過去の申請情報を活用可能!
  - 事業確認が不要! 提出書類が少ない! 提出書類が少ない! 事前確認を簡略化! 事業支援関係に当たる方
- ▶ 詳細は裏面をご覧ください

## 新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

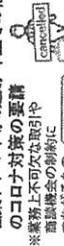
- ① 国や地方自治体による、自社へのコロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ② 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 個人消費の減少につながるもの
- ④ 国や地方自治体による、移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ⑤ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑥ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や防日渡航者の減少



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれか新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その届け出となる書類の追加提出を求める場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません



突風に売上減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や展産物の出荷時期以外など)を対象月とするにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

## 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

**0120-789-140**

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混雑しますので、ホームページも活用ください。  
受付時間 8:30～19:00 (土日・祝日含む)



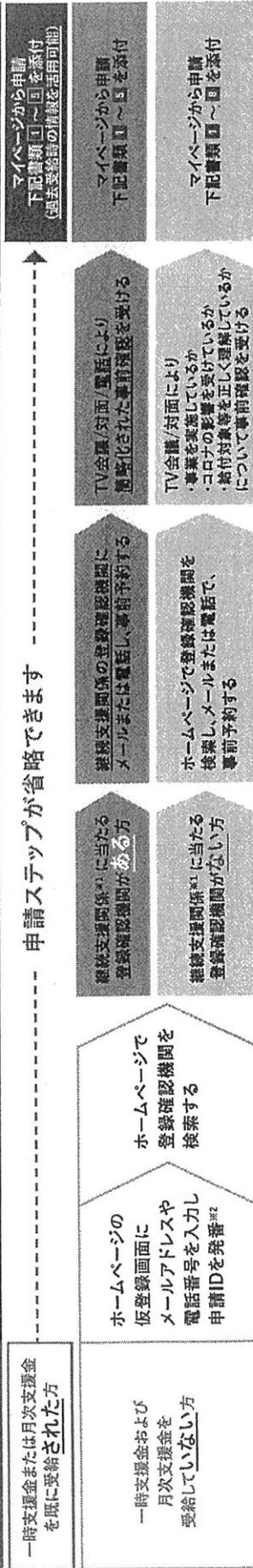
事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>



ホームページ

▲不正受給は犯罪です!



「一時支度金または月次支度金を既に受給された方」, 「一時支度金および月次支度金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。  
 そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。  
 ※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法団に属する特別に設置された機関(商工会、商工労働所等の会員、組合員、②法律に基づき工務(理)士、行政書士等の顧問先、③登録確認機関の反産額額した支援先、  
 ※2 一時支度金または月次支度金のIDを複製した上で、申請や受給をしない方については、発着済のIDを利用可能です。(ただし、事業報告支度金の事前確認を受けたい方にご注意ください)  
 ※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート窓口も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

### 申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

- 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)**
  - 個人: 運転免許証、マイナンバーカード、住民票、パスポート or 各種健康保険証
  - 法人: 履歴事項全部証明書

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。
- 収受日印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え**

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。  
 ※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。  
 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を全て含む年度の事業年度の確定申告書類の控えが必要です。
- 対象月の売上台帳等**

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。  
 ※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、対象年月の帳簿書類でも構いません。
- 振込先の通帳 (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)**

※ホームページからダウンロードできます。
- 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書**

※ホームページからダウンロードできます。
- 基準月の売上台帳等**

請求書または領収書等
- 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等**

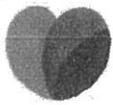
※ 領収書については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出できない場合に限りに、理由書(様式あり)を提出することで代替することがあります。
- 基準月の売上に係る通帳等 (取引が確認できるページ)**

※ 領収書については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出できない場合に限りに、理由書(様式あり)を提出することで代替することがあります。

### 保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。  
 ※給付案件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合がございます。



しあわせ信州

新型コロナウイルス感染症で  
影響を受けている

# 長野県の はたらく みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

特別労働相談窓口（長野労働局、ハローワーク）

緊急労働相談窓口（長野県労政事務所）

お問合せ先は、裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症対策（雇用関係）サイト

長野県 コロナ 雇用



<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/covid.html>

長野県産業労働部（2022年1月31日現在）

# 労働者向け

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
仕事に関する悩みを抱えている方	労働相談	特別労働相談窓口(国)	解雇、休業等に関する労働相談 (解雇止め、退職勧奨、労働条件、配置転換など)	労働局、労働基準監督署
		緊急労働相談窓口(県)		県労政事務所
仕事を探している方 離職を余儀なくされた方 再就職したい方	就業支援	ハローワーク	○職業紹介・雇用保険等、雇用全般に関する業務を実施 ・職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務、訓練の受講あっせん ・雇用保険適用、失業給付等 ○専門支援窓口(新卒応援ハローワーク、マザーズコーナー等)	ハローワーク
		Jobサポ	○本人の経験や希望に合わせて、求職者に寄り添った就業支援 ○人手不足分野とのマッチング支援	県「Jobサポ」事務局
生活資金の確保に困っている方	就業支援	県就業支援デスク緊急就業サポート事業	まいまほ、福祉人材センター、市町村社協等が生活福祉資金相談者等に ニーズに応じた就業支援を実施 【体験研修型】事業所での体験研修により本格就労に向けてステップアップ 【直接雇用型】緊急就労を調整、2か月以上、時給900円以上で雇用契約締結	県社会福祉協議会 生活就業支援センター「まいまほ」 福祉人材センター
若年の方、就職氷河期世代の方 (非正規雇用の方)		緊急就業支援事業 (県・市町村・県民連携)	学生を含め40歳代前半までの方を対象に、各種サービスを提供 ○キャリアコンサルティングや職業訓練の紹介等による就業支援 ○3か月以内の職場実習などによる正規就業支援	シヨブカフエ信州 松本センター、長野分室
子育て期等の女性		シヨブカフエ信州 (正社員チャレンジ事業)	女性就業支援員による子育て相談センター等の身近な場所での就業相談から インターンシップ、就業までのワンストップの就業支援	イー・キューア株式会社 女性の就業支援係
障がい者、中国帰国者、 ひとり親家庭の父母 など		女性・障がい者等就業支援デスク	就職が困難な方に対する相談・無料職業紹介所でも受け付けています ※ひとり親家庭の方については、保健福祉事務所でも受け付けています	県地域振興局 商工観光課 県保健福祉事務所 福祉課
再就職のためにスキルアップしたい方	職業訓練	施設内訓練(学卒者、求職者向け)	工科短期大学校(2校)、技術専門学校(6校)、ポリテクセンター(2所)で実施 機械加工、電気工事、電気設備、木造建築などに関する技術の習得	各工科短期大学校、各技術専門学校 ハローワーク
一時的な生活資金が必要な方 (主に休業された方)	貸付	民間活用委託訓練	民間教育訓練機関において、就業に必要な資格、技能の取得	
		求職者支援訓練 (主に雇用保険の受給資格が無い方向け)	○短期(2~6か月)：パソコンスキル、簿記、介護、建設機械運転など ○長期(24か月)：介護福祉士、保育士、栄養士、プログラミングなど 民間教育訓練機関において、就業に必要な資格、技能の取得(2~6か月) パソコンスキル、介護、医療事務など	
生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方)	貸付	緊急小口資金 (※令和4年3月末まで申込受付)	貸付限度額：20万円以内 償還期間：2年以内(据置期間1年以内) 金利：無利子	お住まいの 市町村社会福祉協議会
休業手当(賃金)を受け取ることが できなかった方		総合支援資金(生活支援費) (※令和4年3月末まで申込受付)	貸付限度額：2人以上の世帯 20万円/月以内 (原則3か月以内) 単身世帯 15万円/月以内 償還期間：10年以内(据置期間1年以内) 金利：無利子	
子どもの世話のために仕事を休む方	給付金	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 (※休業期間により申請期限令和4年3月末~6月末)	対象者：令和2年4月~令和4年3月の間に事業者の指示を受けて休業(休業 手当の支払いなし)した中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等 給付額：休業前賃金の80% (日額上限：8,265円 ※まん延防止地域特例11,000円)	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター
アパート等の家賃が支払えない方	税・保険料 猶予	小学校休業等対応助成金・支援金 (※令和4年5月末まで申請受付)	対象者：小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために ・仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給(賃金全額支給) の休暇を取得させた事業主 ・契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	小学校休業等対応 助成金・支援金コールセンター 労働局(特別相談窓口)
納税が厳しい方		住居確保給付金	生活困窮者に家賃を実費給付 給付期間：原則3か月間(最長9か月間まで延長可能)	生活就業支援センター「まいまほ」
社会保険料等が支払えない方		納税猶予など 国民健康保険料・国民年金保険料	自治体の判断で徴収期限を決定	最寄りの税務署、 お住まいの市町村 お住まいの市町村

# お問合せ

● 長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター 026-235-7077

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

労働相談	長野労働局 雇用環境・均等室 026-223-0551 職業安定部職業対策課 026-226-0866
	労働基準監督署（9か所） 長野026-223-6310 松本0263-48-5693 岡谷0266-22-3454 上田0268-22-0338 飯田0265-22-2635 中野0269-22-2105 小諸0267-22-1760 伊那0265-72-6181 大町0261-22-2001
就 支 援	●県労政事務所 東信 0268-23-1629 南信 0265-76-6833 中信 0263-40-1936 北信 026-234-9532
	ハローワーク（14か所） 長野 026-228-1300 松本 0263-27-0111 上田 0268-23-8609 飯田 0265-24-8609 伊那 0265-73-8609 篠ノ井 026-293-8609 飯山 0269-62-8609 木曾福島 0264-22-2233 佐久 0267-62-8609 大町 0261-22-0340 須坂 026-248-8609 諏訪 0266-58-8609 小諸出張所 0267-23-8609 岡谷出張所 0266-23-8609
	Jobサポ 県就業支援デスク緊急就業サポート事業 ☎●県「Jobサポ」事務局 050-2000-7228
	緊急就労支援事業 ☎ 県社会福祉協議会 026-226-2035 ☎ 最寄りの「まいさぼ」（26か所）福祉人材センター（4か所）
	ジョブカフェ信州（正社員チャレンジ事業） ☎●松本センター 0263-39-2250 ●長野分室 026-228-0320
	はたらく女性応援プロジェクト ☎●イーキュア株式会社 女性の就業支援係 0120-64-0234
	女性・障がい者等就業支援デスク ☎●県地域振興局商工観光課（10か所）●保健福祉事務所福祉課（4か所）
	☎ ハローワーク 又は●県工科短大（2校）●技術専門学校（6校）
貸付	緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費） ☎ お住まいの市町村社会福祉協議会
給付金	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276
	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎ 0120-60-3999 特別相談窓口（長野労働局） ☎ 026-223-0551
税・保険料猶予	住居確保給付金 ☎ 最寄りの「まいさぼ」（26か所）
	納税猶予など ☎ 最寄りの税務署、●県税事務所、お住まいの市町村 国民健康保険料・国民年金保険料 ☎ お住まいの市町村



しあわせ信州

ニューノーマル時代の  
ビジネス構築を目指す

# 長野県の 中小企業者の みなさまへ

積極的な取組をお考えの方はご相談を！

長野県よろず支援拠点

産業・雇用 総合サポートセンターへ

(長野県地域振興局：連絡先は裏面参照)

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部 (2022年1月31日現在)

中小企業経営者向け

目的

融資を受けたい

返済猶予を受けたい

新分野展開、事業規模拡大、業態転換など、事業を再構築したい

新製品・サービス開発等の投資(設備導入システム構築)をしたい

販路開拓をしたい

自主的にPCR等を受検したい

従業員に休業手当等を支払いたい

在籍型出向をさせて雇用を維持したい

学校の休校で従業員が休暇を取得

学校の休校で個人事業主等が休業

県からの時短要請(1月27日～2月20日)への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少(2021年11月～2022年3月)

納税を猶予してほしい

社会保険料が支払えない

事業名

日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資

商工中金による危機対応融資

長野県中小企業融資制度資金

新型コロナウイルスケジュール

中小企業等事業再構築促進事業

プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業)

ものづくり・商業・サービス補助金(第9次受付:~2月8日)

ものづくり・商業・サービス補助金(第9次受付:~2月8日)

小規模事業者持続化補助金「通常枠」(第7回受付:~2月4日)

小規模事業者持続化補助金(第6回受付:~3月9日)

自主的PCR検査支援事業補助金(申請期間:~3月31日)

雇用調整助成金

産業雇用安定助成金

小学校休業等対応助成金

小学校休業等対応支援金

新型コロナウイルス拡大防止協力金

事業復活支援金

給付金

納税猶予<延滞徴収を除く全税目>

保険料

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

概要

【無利子融資】 融資限度額(別枠): 中小事業6億円/国民事業8,000万円

【無利子融資】 融資限度額: 6億円

【低金利融資】 融資限度額: (設備)6,000万円/ (運転)8,000万円

【通常枠】 補助額: 100万円~従業員数に応じて8,000万円

【緊急事態・最低賃金枠】 補助額: 100万円~従業員数に応じて1,500万円

【卒業枠】 補助額: 1億円~1,000万円

【通常枠】 補助額: 1,000万円

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助額: 100万円

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助額: 100万円

【通常枠】 補助額: 100万円

お問合せ

日本政策金融公庫

商工組合中央金庫

県内金融機関

事業再構築補助金事務局

産業・雇用総合サポートセンター

生産性革命推進事務局

産業・雇用総合サポートセンター

# お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター 026-235-7077

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

## 経営・事業に関する相談窓口

※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

### 長野県

窓 口	住 所	電 話
経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

## 産業・雇用 総合サポートセンター（中小企業原油・原材料価格高騰相談窓口／中小企業金融相談窓口）

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533	佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555	上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601	諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666	伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034	飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550	木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852	松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602	大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515	中野市大字壁田955	0269-23-0219

### 産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555	上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666	伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852	松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

### 公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928	長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター			026-227-5013
下請かけこみ寺			0120-418-618

### 株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816	長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811	松本市中央一丁目4番20号	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025	伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025	小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

### 株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814	長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811	松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026	諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

### 保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838	長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	-----------	-----------------	--------------

### 団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936	長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------	-------------------	--------------

### 商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936	長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------	-------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会